

ヤングケアラーかな？

と思ったら

（Ⅱ 活用編・Ⅲ 基本編）

金沢版
ヤングケアラー支援マニュアル
（支援者向け）

令和6年3月
金沢市こども相談センター

目 次

			項目	ページ
I	事例編	I	はじめに	1
		(1)	事例編の使い方	2
		①	事例1(学校編)	3
		②	事例2(生活福祉編)	5
		③	事例3(障害福祉編＜身体障害＞)	7
		④	事例4(障害福祉編＜精神障害＞)	9
		⑤	事例5(障害福祉編＜知的障害＞)	11
		⑥	事例6(高齢者福祉編)	13
		⑦	事例7(医療・看護・保健編)	15
		⑧	事例8(地域編)	17
II	活用編	II	活用編	1
		(1)	はじめに	1
		①	支援を検討する際に求められる情報	1
		②	各種ツールの全体像及び目的	1
		③	ヤングケアラーを支援につなげることの難しさ	3
		④	各種ツール利用の流れ	5
		(2)	各種ツールの使い方	5
		①	各種ツール使用時に必ず守ってほしいこと	5
		(3)	ヤングケアラー気づきツール(こども向け)の使い方	6
		①	目的等	6
		②	ヤングケアラー気づきツール(こども向け)活用における留意点	7
		③	ヤングケアラー気づきツール(こども向け)活用後の流れ	9
		(4)	ヤングケアラー気づき(大人向け)ツールの使い方	9
		(4) ①	目的等	9
		(4) ②	ヤングケアラー気づき(大人向け)活用の留意点	10
		(4) ③	ヤングケアラー気づき(大人向け)活用後の流れ	11
		④	支援者別気付くポイントの一例(チェックリスト)の活用	11
		(5)	ヤングケアラーアセスメントツールの使い方	11
		①	目的等	11
		②	ヤングケアラーアセスメントツール活用の留意点	13
		③	ヤングケアラーアセスメントツール活用後の流れ	14
		(6)	支援へのつなぎ方	14
		①	他機関との連携が必要となる場合	14
		②	他機関との連携	14
		③	情報共有における留意点	15
		(7)	こども向けガイド	18
		(8)	質問集	18

目 次

			項目	ページ
Ⅲ	基本編	Ⅲ	基本編	22
		(1)	目的・対象	22
		①	マニュアル(策定)の目的	22
		②	マニュアル活用の対象	22
		(2)	ヤングケアラーの理解	23
		①	ヤングケアラーとは(定義)	23
		②	ヤングケアラーを正しく理解するためのポイント	24
		③	本人や家族の意思確認	24
		(3)	発見・支援のポイント	26
		①	ヤングケアラー支援の流れ	26
		②	ヤングケアラーに気づくためのポイント	27
		③	関係連携して行う支援	29
		④	関係機関とその役割	30
		⑤	ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利	33
			編集後記	35
Ⅳ	様式編	Ⅳ	様式集	1
		(1) ①	ヤングケアラー気づきツール(こども向け)	1
		②	ヤングケアラー気づきツール(大人向け)	2
		③	ヤングケアラーアセスメントツール	3
		(2) ①	支援機関別気づくポイント(チェックリスト)	5
		②	フェイスシート・支援検討シート・支援計画書	12
Ⅴ	資料編	Ⅴ	資料編	18
		(1) ①	金沢市関係機関一覧	18
		②	金沢市相談関係機関リンク集	21
		③	その他 相談関係機関リンク等	23
		(2)	用語集	24

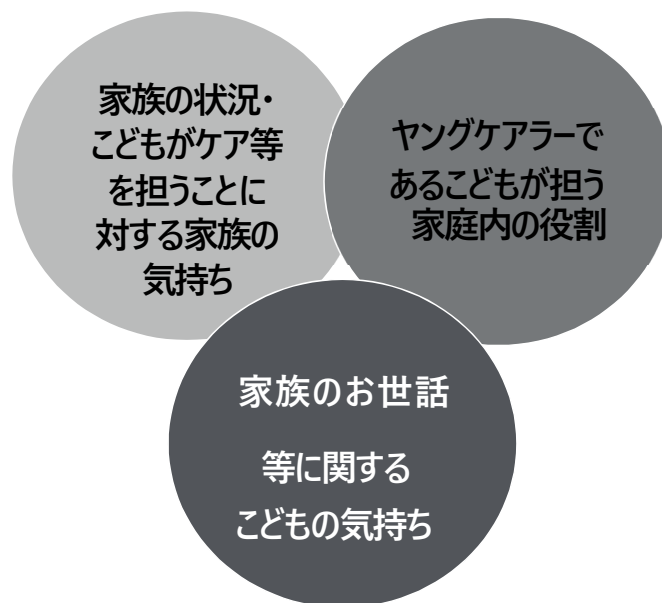
Ⅱ 活用編

(1) はじめに

①ヤングケアラー支援を検討する際に求められる情報

- ヤングケアラーであるこどもが抱える問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。そのため、こどもがヤングケアラーの状態におかれている背景を把握し、こどもの負担を少しでも軽減してくためには、こどものみならず、家族全体を捉える視点が重要です。
- ただし、支援者の視点では必要に思われたとしても、こどもや家族が支援を望まない場合があります。そのため、ヤングケアラー支援を考えていく際には、家族の状況やこどもが担う家庭内の役割の他に、こどもや家族の気持ち・意思を十分確認することが望まれます。

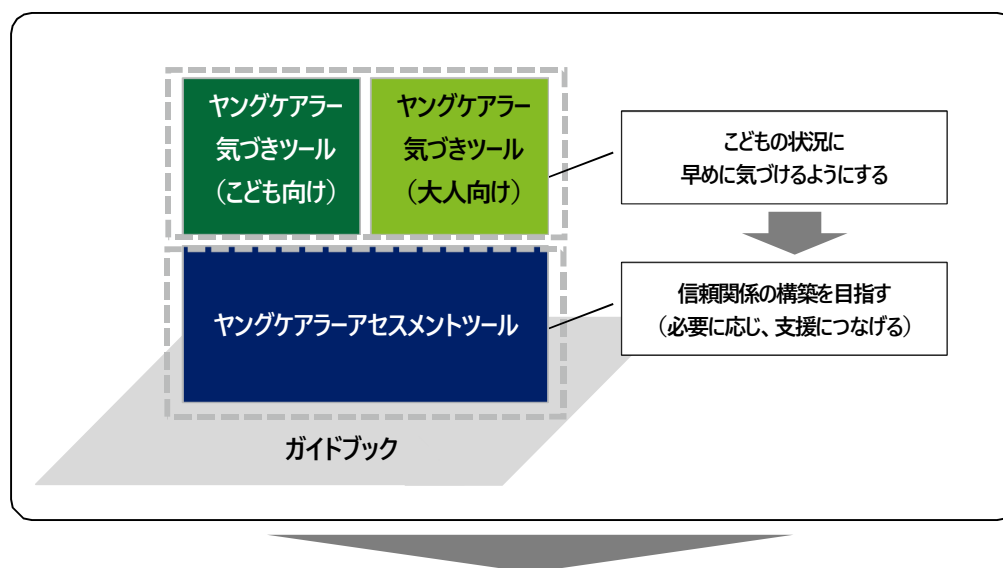
図表 1 : ヤングケアラー支援につなげる際に求められる情報



②各種ツールの全体像及び目的

- この冊子で紹介するツールは「『こどもの話を、こどもを主役として聞いてくれる大人がいる』環境を作る」ことを目的としたものです。
- ツールはヤングケアラーの気づきを促す「ヤングケアラー気づきツール」と、ヤングケアラーに気づいた後に、こどもとの信頼関係を構築するための会話の視点を示す「ヤングケアラーアセスメントツール」の2階建て構造です。

図表2：各種ツールの全体像



「こどもの話を、こどもを主役として聞いてくれる大人がいる」環境を作る

- 「ヤングケアラー気づきツール」は、こどもとの関わりの程度に応じて活用できるよう、「こども向け」、「大人向け」の2種類があります。

図表3：ヤングケアラー気づきツールの概要

ヤングケアラー気づきツール (こども向け)	こどもとの接点がある <u>大人の方がこどもとともに</u> 活用するもの (学校など)
ヤングケアラー気づきツール (大人向け)	こどもの様子を見聞きできる立場の <u>大人の方が</u> 活用するもの (ヤングケアラーがケアをする家族への支援をする立場など)

③ヤングケアラーを支援につなげることの難しさ

＜関係するツール＞

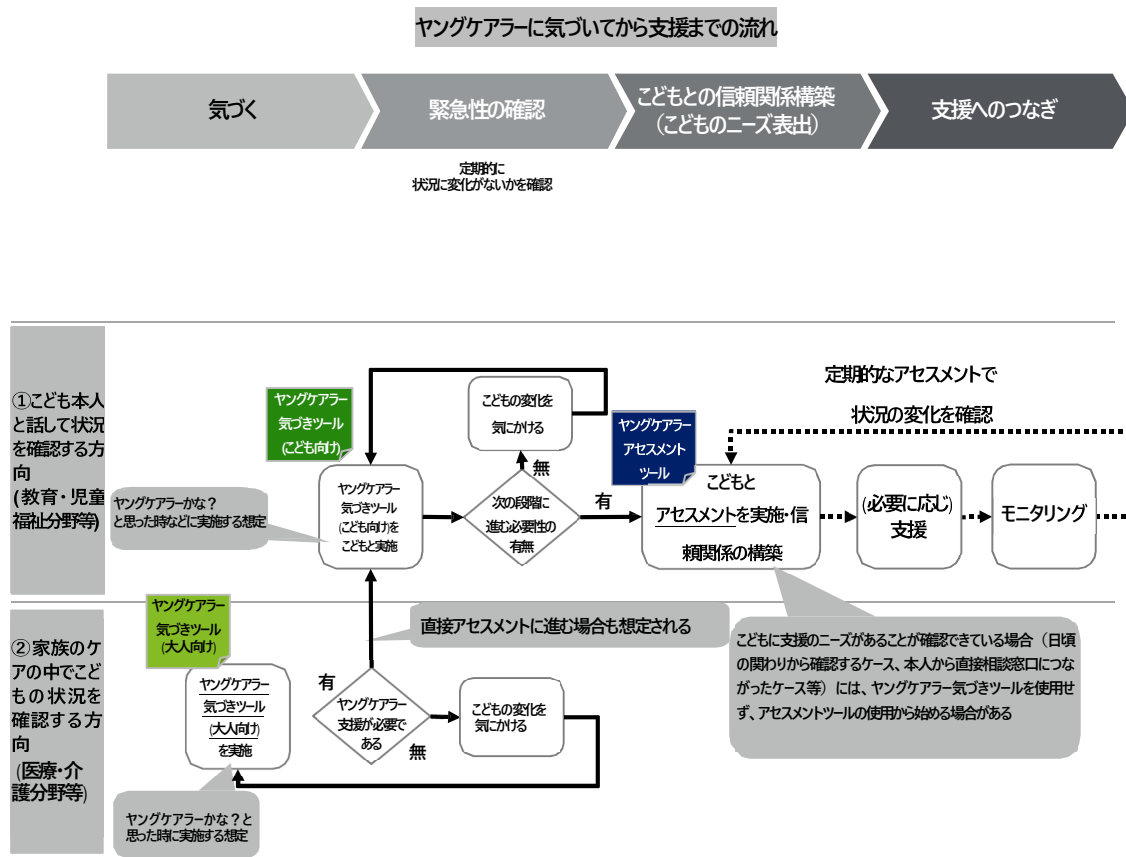
- ヤングケアラー気づきツール（こども向け）
 - ヤングケアラーアセスメントツール
-
- ヤングケアラーを支援につなげるのが難しくなる要因としては、「こども、または家族が支援を拒む、望まない」という点が挙げられます。
 - 支援を拒むのがこどもなのか、家族なのかによってアプローチが異なることが推察されますが、「ヤングケアラー気づきツール（こども向け）」、「ヤングケアラーアセスメントツール」は、特に、支援につなげるうえで見落とされてしまう可能性があるこどもの気持ちを中心に据えたものです。
 - こどもが支援を拒む理由を知ることができれば望ましいですが、そもそも理由を教えてもらえない、教えてもらったとしても本心ではないように感じるという場合もあると思います。

図表4：元ヤングケアラーの声

- 父親が精神疾患を持っていたが、それを支える事が自分の使命であり、人生だった。皆からも父を支えてやれと言われていて、頑張っていた。そこに先生がやってきて、「君はヤングケアラーだからそこまで頑張らなくていい」と言われたら否定されたように感じる。
- （家族のことを聞かれた際に、）「私が口を開く事で、母が死にたいと言ったり、大ごとになったりするのではないか。根掘り葉掘り聞かれてそのまま答えて状況が悪化したらどうしよう」と思っていた。
- 家族は自分が生きている場所であり大切な存在である。
- 母親を助けたくてやっているだけなのに、そのことについて質問をされるということ自体が、自分がやっていることを否定されているように感じる。
- 自身は中学生の時は人間不信で、手を差し伸べられても、どうせ分かってもらえないと思っていたため、聞かれても「何でもない」と答えていた。YC であることの中には、自分の心を開いたら傷ついたという経験があることも少なくないと思う。
- 母が発病した時、異変に気付いて声をかけてくれた先生がいた。だが、その先生に話したことがすべて児童相談所に伝わっていて、親が児童相談所から呼ばれた事があった。信頼していた先生に裏切られたと感じ、大人への不信感を持った。
- 私は小学生の時に児童相談所に預けられ、親が病院に入るという環境になった。こどもとしてはそれが当たり前の環境だったので正常なのか異常なのかが分かっていなかった。家族と分断され、状況が分からないまま時間が過ぎていった。こどもであつた私のことは置き去りのまま、支援が進んでいった。
- 今の世界にそれなりに満足しているのに、「こっちが本当は良い世界なんだよ」と言われても、そういう世界を知らないこどもには恐怖しかない。
- 家族のケアはこどもらしくいたい気持ちを抑えながらしているので、大人側からポジティブな面を聞かれると、「あなたさえ、いい子で居たら丸く収まるんだ」というプレッシャーになり、余計に心を閉ざしてしまうように思う。
- 関係が築けている人が聞くかどうかであり、関係がない人から聞かれたらやはり反発する。何で答えないといけないのか、答える事で誰かが家に入ってくるのではないのか、これ以上ぐちゃぐちゃしないでくれ、とも思う。

④各種ツール利用の流れ

図表5：各種ツールの利用の流れ



(2) 各種ツールの使い方

①各種ツール使用時に必ず守ってほしいこと

- 各種ツールを活用してこどもから話を聞く際は、必ず以下の点に目を通すようにしてください。こどものためを思っている行動が、かえってこどもを傷つけることにならないよう配慮が必要です。

○ヤングケアラーに関する理解が十分ではないと感じる場合は、「図表4：元ヤングケアラーの声」に目を通す

○こどもに話を聞く際に、「話を聞く目的」、「話をするとこの先どうなるのか」、「こどもから聞いた話を、こどもの同意なく第三者に話さないこと」を伝え、同意を得たうえで話を聞く（信賴していた大人に話したつもりが、本人の同意なく第三者に共有されてしまうことで心を閉ざしてしまうこどももいることを理解する。

○ヤングケアラーの気持ちに寄り添う

- ヤングケアラーであるこども・家族の尊厳を大事にし、これまでの取り組みに対して敬意を払う（こどもやその家族の価値観を受け止める）
- ヤングケアラーであるこどもの事も、ケアの対象となる家族の事も、ともに大事な存在だと考え、心配している、という姿勢を持つ
- 支援につなげることを焦らない（緊急の場合を除く）
(会って話をする回数をできるだけ多くし、日常的な会話の延長で少しずつ尋ねていくことが望ましい)
- こどもと同じ目線での「対話」の姿勢を持つ(決めつけや、予断を持って相手を見ない)
- 信頼関係が深まっていく中で、ようやく明らかになることがあることを意識しておくこと（最初は本音を語らない、語れない場合がある）

○こどもに話を聞く際は、一つ一つの項目を尋問のように形式的に聞き取らない

○各種ツールにあるすべての項目を必ず聞き取る必要はないことを理解する

(他機関で既に情報を持っている可能性もあるので、無理に聞く必要はありません)

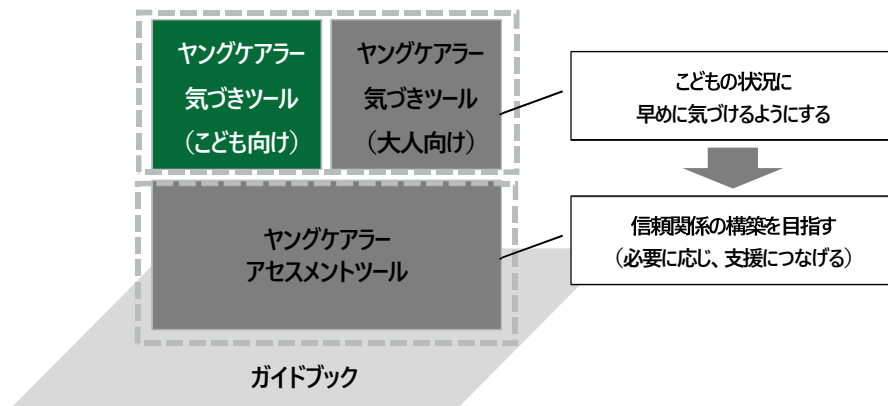
○家族のケア、お手伝い自体が悪いこと、という誤ったメッセージがこどもに伝わらないよう留意する

(3) ヤングケアラー気づきツール(こども向け)の使い方

①目的等

- ヤングケアラー気づきツール（こども向け）の位置づけ及び目的等は以下の図表をご覧ください。ヤングケアラー気づきツール（こども向け）で示す視点をこどもに確認し、こどもから、「さらに詳細な話をしてもよい（現状からの変化を望む等）」という回答が得られた場合は、適宜「ヤングケアラーアセスメントツール」の利用につなげます。
- 上記の回答が得られない場合は、無理に「ヤングケアラーアセスメントツール」の利用につなげることは避け、こどもの様子を見守るようにしてください。

図表6：各種ツールの全体像におけるヤングケアラー気づきツール（こども向け）の位置づけ



図表7：ヤングケアラー気づきツール（こども向け）の視点

視点	確認内容	視点ごとの留意点、確認のポイント	関連項目
こどもが行うケア等の状況	・ こどもが、ヤングケアラーと考えられる家庭内の役割を担っているか及びそれをせざるを得ない状況かを確認	・ 幼い頃からケアを行っている場合、ケアをしているという認識がない場合もある点に留意が必要。	項目1
こどもの困り感	・ 家族、友達、勉強、学校、将来、生活、お金など広く困り感を確認	・ こどもが抱える困りごとがケアに起因するか否かの判断が難しい場合があるため、広く確認する。	項目2
こどもの権利が守られているか	・ こどもの主観的な気持ちを聞く中で、こどもの権利が守られているかを確認	・ ケア等することをこどもが負担に感じている様子があれば、見守り時の声かけの頻度を上げるなど、状況の変化に気づけるよう留意が必要。	項目3、4
心身にかかる負担の程度	・ 心身の不調、対応の緊急性の確認	・ 希死念慮等が確認された場合、こどもの意思にかかわらず、適宜、養護教諭等の専門職と相談し、緊急性を判断して対応する。	項目4
こどもの孤立の状況	・ こどもが、周囲に助けを求めることができる状況にあるかを確認	・ こどもが孤立している様子があれば、見守り時の声かけの頻度を上げるなど、状況の変化に気づけるよう留意が必要。	項目5、6
その他	・ こどもがさらに詳細な話を聞かせてくれる（現状からの変化を望む等）かを確認	・ こどもが、より詳細な内容を話すことに同意した場合は ヤングケアアセスメントツールの活用につなげる。 ・ こどもの孤立、こどもの権利が守られていない等が懸念される場合であっても、詳細な話をすることを拒む場合は支援につなげることを焦らず、こどもの気持ちに寄り添い、こども自身が変化を望むまではこどもとの関係構築に努める。	項目7

②ヤングケアラー気づきツール(こども向け)活用における留意点

- 「ヤングケアラー気づきツール（こども向け）」を活用する際は以下の点に留意する。

活用前

- 「(2)①各種ツール使用時に必ず守ってほしいこと」に必ず目を通したうえで使用する。
- プライベートな話題のため、他の人に聞かれない場所で話を聞くなど、こどもが安心して話せる環境づくりを心掛ける。
- こどもが家族のことを話すことで、家族に影響が及ぶことを恐れて素直な気持ちを話せない可能性があるため、こどもが安心して話せる環境づくりを心掛ける。
- いきなり質問を始めるとこどもは不安を感じ、素直な気持ちを話せなくなる可能性があるため、なぜ質問しようとしているのか、こどもに趣旨や想いを伝えてから質問を始める。

(声掛け例)

あなたがどういう思いで過ごしているのか、少し気になっているんだ。少しでもあなたの力になりたいから、私で良ければ聞かせてもらえないかな。

活用時

- 目の前に紙を出してチェックすると、こどもが不安に感じてしまう可能性があるため、こどもと一緒に取り組む、もしくは会話の中で聞くことが望ましい。(質問で聞いた際に的確に返ってこない可能性もあるので、会話の中で出てくるものも拾い上げて、少しずつ情報を収集していく)
- こどもの年齢や状況や場面に合わせて、こどもが理解しやすい表現になるよう工夫する。その際、言い換えの程度によっては質問項目の意図や回答に対する解釈の幅が出てくる場合があることに留意する。
- 一度ですべての項目を聞こうとして、こどもに過度な負担をかけない(関係性を築いていく中で、結果的に項目の全体が確認できるイメージ)。相手のペースに合わせた会話のテンポ感や距離感を大事にする。
- 続けて話を聞くことからお互いが理解し合える関係を築けることを理解する。
- 家族のケア等を幼い頃から行っている場合は、ケアの認識を持ちづらい可能性があるため、ケアの内容を聞く際は例を示すなどの工夫をする。
- 発達段階に応じたサポートを行う(ヤングケアラー気づきツール(こども向け)の項目の表現やケア等に費やす時間の計算など)。
- こどもへのアプローチが不安な場合などは、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカーなどの専門職に相談が可能であれば、相談をしながら対応する。

- 信頼関係が構築できていないなどの理由からこどもが抵抗感を示す場合は使用を控え、まずは信頼関係の構築に努める。「分らない」けれど「分りたい」という気持ちを持って諦めずにこどもにアプローチする。

(質問している途中に児童が嫌な表情を見せた時の声掛け例)

- ◇ もし嫌な気持ちにさせてしまったならごめんなさい。でも私はもっとあなたのことを分りたいと思っているから、どんなところが嫌な気持ちにさせてしまったのか、良ければ教えてくれな
いかな。
- ◇ 今日はありがとう。また良かったらあなたのことを聞かせてね。

- 学校のクラス全員でやる場合は間違い探しや悪いところ探しのような状況に陥る可能性
があることに留意する。

活用後

- ヤングケアラーだとこどもが自覚した後のフォローを意識する(「ヤングケアラー」と
いう言葉がつくことで、本人が不安な気持ちや悲しい気持ちを抱いたり、または親子
間の対立が生じないよう留意する)
- 十分な信頼関係がない状況でこどもに聞くと、回答が本心ではない可能性がある点に
留意する。

③ヤングケアラー気づきツール(こども向け) 活用後の流れ

- 「ヤングケアラー気づきツール(こども向け)」の項目別ガイドの内容を踏まえ、こども
の状況を理解した 後、項目7でより詳細な状況を聞かせてもらうことの同意が得られた
場合は、「ヤングケアラーアセスメントツール」の活用に進んでください。
- 「ヤングケアラー気づきツール(こども向け)」を通して気になる点が確認されたものの、項
目7で同意が得られなかった場合は、「アセスメントツール」の活用には進まず、見守りや声
掛けを行い、何かあればいつでも相談してほしいなど、いつも気にかけていることを伝える
ようにしてください。
- 希死念慮が確認された場合等においては項目7の同意の有無にかかわらず、こどもの命を守
ることを第一優先として必要な機関と連携して対応してください。

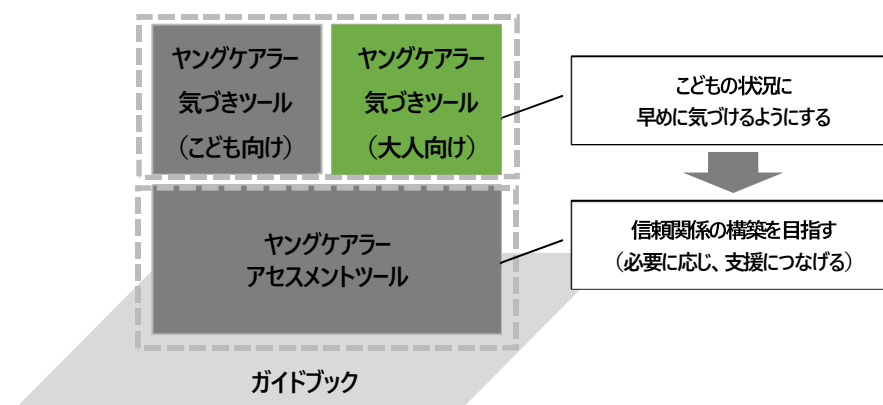
(4) ヤングケアラー気づきツール(大人向け)の使い方

①目的等

- ヤングケアラー気づきツール(大人向け)の位置づけ及び目的等は以下の図表をご覧くだ
さい。ヤングケアラー気づきツール(大人向け)で示す視点をもとにこどもの様子を客観

的に確認し、ヤングケアラー支援が必要となる可能性が見受けられた場合は、学校等と連携し、適宜「ヤングケアラー気づきツール（こども向け）」の利用につなげます。

図表 8：各種ツールの全体像におけるヤングケアラー気づきツール（こども向け）の位置づけ



図表 9：ヤングケアラー気づきツール（大人向け）の視点

視点	確認内容	視点ごとの留意点、確認のポイント	関連項目
こどもが行うケア等の状況	・ こどもが、ヤングケアラーと考えられる範囲の家庭内の役割を担っている様子があるかを確認	・ 客観的な観察によって、すべての項目を確認することは困難と考えられるため、あくまで確認できた範囲での情報。	項目 1
こどもの孤立の状況	・ こどもが、もしもの時に周囲に助けを求めることができる状況にあるのかを確認	・ こどもが孤立している様子があれば、状況の変化に気づけるよう留意が必要。	項目 2
こどもの権利が守られているか	・ こどもの客観的な状況を観察するなかで、こどもの権利が守られているかを確認	・ ケア等することをこどもが負担に感じている様子があれば、見守り時の声かけの頻度を上げるなど、状況の変化に気づけるよう留意が必要。	項目 3
ケア等の影響	・ こどもが家庭内の役割を担うことによる心身への影響を確認		項目 4
家族の関係性	・ こどもが家族に必要以上に気を遣っている様子があるかを確認	・ こどもに負担がかかっていることを家族が隠しがたり、家族の状況をよく見せようとしている可能性もあることに留意が必要。	項目 5
その他	・ 多機関連携の必要性を確認	・ 多機関での見守りやこどもの様子を確認する必要がある場合は自治体や学校等との連携を図る。	項目 6

②ヤングケアラー気づきツール(大人向け)活用における留意点

- 「ヤングケアラー気づきツール（大人向け）」を活用する際は以下の点に留意する。

活用前 ➤ 「(2)①各種ツール使用時に必ず守ってほしいこと」に必ず目を通したうえで使用する。

- ヤングケアラーの状況であっても、家族が協力的で良好な関係性の場合もあることを理解する。

③ヤングケアラー気づきツール（大人向け）活用後の流れ

- ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために、「ヤングケアラー気づきツール（こども向け）」などを用いてこどもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。
- こどもの気持ちを確認する際など、他機関との連携が必要な場合、個人情報保護の定めに則ったうえで、必要な機関と情報共有を行ってください。その際、情報が得られている場合は、以下の点についても共有することが望めます。
 - 家族の状況等（障害や疾患等）
 - こどもの状況に関する情報源（こどもと直接会っていない場合は誰から聞いた情報か等）
 - こどもがヤングケアラーであることに対する家族の認識
 - （ケア対象者が高齢の場合）ヤングケアラーの親が介護にかかわっているか、主な介護者は誰か

④支援機関別 気付くポイントの一例（チェックリスト）※の活用

- 児童福祉、学校、生活福祉、障害福祉、高齢者福祉、医療・看護・保健、地域（ピアサポート・民間支援団体・非営利団体・MPO法人・こども食堂・民生委員児童委員・児童館・放課後児童クラブ・保育所等）の支援機関別チェックリストを活用することで、支援者は支援機関別にさらに注目すべきポイントが明確になります。
- また、支援する側の機関のみならず、ヤングケアラーが所属する支援機関がどのようなポイントがチェックとなったかを共有することで、よりヤングケアラーの状況の理解に繋がります。

※出典：東京都作成 『東京都ヤングケアラー支援マニュアル』

承認番号：5福祉子家第2150号

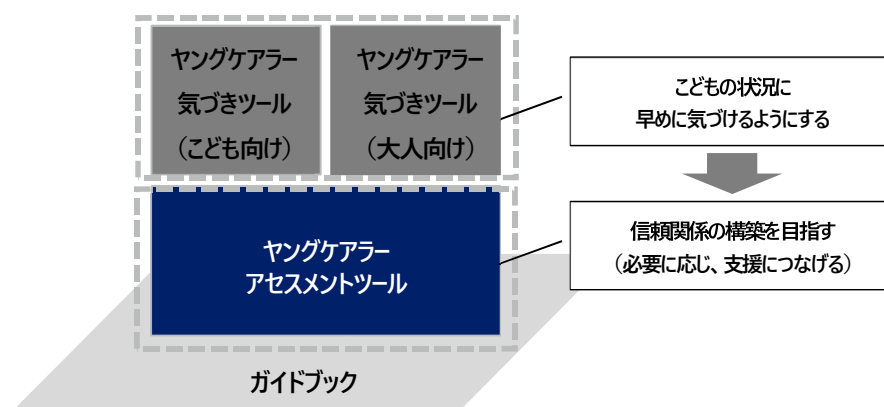
（5）ヤングケアラーアセスメントツールの使い方

①目的等

- ヤングケアラーアセスメントツールの位置づけ及び目的等は以下の図表をご覧ください。ヤングケアラーアセスメントツールで示す視点をこどもに確認し、何らかの支援ニーズが確認できた場合は、適宜、支援につなげることを検討してください。

- ヤングケアラーの状況ではあるものの、支援ニーズがない場合は、無理に支援につなげることは避け、こどもの様子を見守るようにしてください。ヤングケアラーアセスメントツールを活用した際には支援の必要性を感じなかったとしても、後でこどもから相談にくる可能性も考えられます。

図表 10：各種ツールの全体像におけるヤングケアラーアセスメントツールの位置づけ



図表 1 1：ヤングケアラーアセスメントツールの視点

視点	確認内容	視点ごとの留意点、確認のポイント	関連項目
I 家族の状況	・ 家族構成やケアが必要な家族の状況等について確認	・ こどもは家族の状況を詳細に把握していない場合がある点に留意が必要。	項目 1 ～ 3
II こどもが行うケア等の状況	・ こどもが家族のケアなど、ヤングケアラーと考えられる家庭内の役割を担うかを確認	・ 幼い頃からケアを行っている場合、ケアをしている認識がない場合もある点に留意が必要。	項目 4～ 8
III ケア等の影響	・ ケア等を行うことの影響、ケアに対してどう感じているか、こどもの気持ち等を確認	・ ケアを行うことでのポジティブ影響はあるが、大人の側からそれを口にする と、ポジティブに捉えることを押し付けられるかのように感じられる場合がある ため、オープンクエッションなどで質問するなどの配慮が必要。	項目 9、10
IV 支援ニーズ	・ こども自身がどのような変化を求めているか（ニーズがあるか）を確認	・ こどもがすぐの変化を望まない場合であっても、項目の例示を紹介しておくことで、こどもの選択肢を広げることにつながる（後でこどもから相談にくる可能性も考えられる）。 ・ 地域ごとに提供可能なサービスに合わせ適宜項目をカスタマイズすると支援へのつながりがスムーズになる。	項目 11

②ヤングケアラーアセスメントツール活用における留意点

○ 「ヤングケアラーアセスメントツール」を活用する際は以下の点に留意する。

活用前

- 「(2)①各種ツール使用時に必ず守ってほしいこと」に必ず目を通したうえで使用する。
- こどもとのコミュニケーションを深めていくためのツールであることを理解したうえで使用する。
- プライベートな話題のため、他の人に聞かれない場所で話を聞くなど、こどもが安心して話せる環境づくりを心掛ける。
- こどもが家族のことを話すことで、家族に影響が及ぶことを恐れて素直な気持ちを話せない可能性があるため、こどもが安心して話せる環境づくりを心掛ける。

活用時

- ヤングケアラー気づきツールなどで確認済の情報があれば、こどもの負荷を考え、重複して質問しないように留意する（重複して聞く場合は、「状況に変化がないかを確認させてほしい」などと理由を伝える）。
- 目の前に紙を出してチェックすると、こどもが不安に感じてしまう可能性があるため、こどもと一緒に取り組む、もしくは会話の中で聞くことが望ましい（質問で聞いた際に的確に返ってこない可能性もあるので、会話の中で出てくるものも拾い上げて、少しずつ情報を収集していく）。
- こどもの年齢や状況や場面に合わせて、こどもが理解しやすい表現になるよう工夫する。その際、言い換えの程度によっては質問項目の意図や回答に対する解釈の幅が出てくる場合があることに留意する。
- 一度ですべての項目を聞こうとして、こどもに過度な負担をかけない（関係性を築いていく中で、結果的にヤングケアラーアセスメントツールの項目が確認できるイメージ）。
- （精神的疾患のある親の話を聞くなど）家族のケア等を幼い頃から行っている場合は、ケアの認識を持ちづらい可能性があるため、ケアの内容を聞く際は例を示すなどの工夫をする。
- 発達段階に応じたサポートを行う（ヤングケアラーアセスメントツールの項目をわかりやすく言い換えるなど）。
- こどもへのアプローチが不安な場合などは、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカーなどの専門職に相談が可能であれば、相談をしながら対応する。

- 信頼関係が構築できていないなどの理由からこどもの反発があった際は使用を控え、まずは信頼関係の構築に努める。

活用後

- ヤングケアラーだとこどもが自覚した後のフォローを意識する（「ヤングケアラー」という言葉がつくことで、本人が不安な気持ちや悲しい気持ちを抱いたり、または親子間の対立が生じないように留意する）
- 十分な信頼関係がない状況でこどもに聞くと、回答が本心ではない可能性がある点に留意する。
- 現時点で支援ニーズが確認できなくとも、こどもの成長、家族の状況の変化等で支援ニーズが生じる場合もある。そのため、日頃からの見守りや声掛けなどによって、何かあればいつでも相談してほしい、というメッセージを伝え続けることが求められる。

③ヤングケアラーアセスメントツール活用後の流れ

- 何らかのニーズが確認された場合、こどものニーズを満たせるよう、公的サービスの利用も含め検討する必要があります。
- こどもが支援を望んだとしても、家族の反対で公的サービスを受けられない場合もあります。その場合もこどもに寄り添う姿勢を保つことが必要です。

（6）支援へのつなぎ方

①他機関との連携が必要となる場合

- 必ずしもすべてのケースにおいて他機関と連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーのおかれている状況が、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡みあっている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組むことが求められます。
- なお、公的サービスの利用のみならず、学校であれば、宿題の提出時期を調整する、授業の中でについて触れ、クラスのヤングケアラーに対する理解を深める、など自機関でどのようなことができるのかを考えていくことも必要となります。

②他機関との連携

- 各種ツールは「家族のお世話等に関するこどもの気持ち」、「ヤングケアラーであるこどもが担う家庭内の役割」に焦点を当てたものです。

- 実際の支援につなげる際は、上記の他、公的サービスの利用状況等を含む「家族の状況・こどもがケア等を担うことに対する家族の気持ち」を確認することが必要な場合があります。そのため、関係部門等と連携の上、支援を検討することが求められます。
- 必ずしもすべてのケースにおいて他機関と連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーのおかれている状況が、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡みあっている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組むことが求められます。

図表12：他機関への連携時の留意点

- 各種ツールを活用して得られた情報をもとに、相談窓口で相談した際、児童虐待の通告として判断する場合も考えられます。
- こうした場合、各々の機関として心配していることや配慮してほしいこと、今後も各々の機関で継続して取り組める対応や支援を含めて伝えるようにすることが必要です。
- 意図せずに児童虐待の対応や介入になってしまうことを避けるために、丁寧に情報共有することが求められます（同じ言葉であっても捉え方が異なる場合もあります）。
- お互いに緊急性が高いと判断した場合には、特に協力して取り組むことが必要です。

③情報共有における留意点

- ヤングケアラーへの支援を検討するにあたり、個人情報に関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要となります。
- 本人やその家族から同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報を共有することのメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらう、といった工夫が考えられます。
 - 本人や家族の同意が得られる場合には、事前に、多機関連携を視野に入れた包括的な同意を取っておき、この先、相談支援のために関わる機関において情報を共有することになることを説明するのが良いです。

図表 13 : ケース別のサービス提供例

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例	連携先の例
1	ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合	◇ 居場所の提供 (こども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等) ◇ ケア対象者のレスパイト入院 ◇ こどものレスパイトを目的とした一時的な保護対応 ◇ 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) (本人利用等)	市子育て支援課
2	ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	◇ ヤングケアラー同士のピア・サポート ◇ 家族会 (障がい等により様々な存在) ◇ オンラインサロン	県いしかわヤングケアラーチャンネル (LINE)
3	ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	◇ カウンセリング ◇ 養護教諭、学校医による相談対応 ◇ 医療サービス	市こども相談センター 市教育委員会
4	多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	◇ 養育支援訪問サービス (未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等) ◇ ファミリー・サポート・センターの利用 (発達障害のあるきょうだいの登校支援等) ◇ 保育所の利用調整 ◇ 放課後児童クラブ・児童館の利用調整 ◇ 乳児の一時預かり<保育所等> ◇ 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) ◇ (幼いきょうだいの利用等)	市こども相談センター 市ファミリーサポートセンター 市保育幼稚園課
5	日常生活の支援をする場合	◇ 家事支援 (ファミリー・サポート・センター等) ◇ 子育て世帯訪問支援臨時特例事業 ◇ 食事の提供 (フードバンクの利用、こども食堂、NPO 法人からの提供、民生委員・児童委員、自治体、病院等が連携しての提供等) ◇ 日用品の提供 (経済的困窮のため) ◇ 自宅の清掃 (関係機関と連携してのごみ屋敷の解消等) ◇ 制服やカバンの支給 ◇ 金銭管理支援 ◇ 行政手続きの支援 (自立支援関係手続等)	市子育て支援課
6	学習支援が必要な場合	◇ 学校 (学校と地域が連携して行う活動を含む)、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援 ◇ 教育支援センターやフリースクールの利用 ◇ 生活困窮世帯のこどもの学習支援 ◇ 進路相談	市社会福祉協議会 市教育委員会 市生活支援課
7	人生設計と一緒に考える大人が必要な場合	◇ キャリアカウンセリング ◇ 児童家庭支援センターへの相談 ◇ ヤングケアラー同士のピア・サポート (年上の世代との交流) ◇ 学校の担任への相談	

8	ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	◇ 介護保険サービス ◇ (在宅サービス(ヘルパー、ショートステイ利用等)、施設入所等)	市地域包括支援センター 市介護保険課 市福祉政策課
9	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障害等がある場合	◇ 障害福祉サービス等 (居宅介護(家事援助を含む)の利用、通所事業所、施設入所等) ◇ 訪問看護(精神障害等で医療的支援を必要とする場合) ◇ 自立支援医療	市障害福祉課 市福祉健康センター
10	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	◇ 訪問看護を含む医療サービス ◇ 通院サポート ◇ レスパイトケアを目的としたショートステイ	市福祉健康センター 市障害福祉課
11	経済的支援(経済的自立)が必要な場合	◇ 生活保護受給 ◇ 生活困窮者自立相談支援機関の支援制度(居住確保等)の活用 ◇ 自治体の補助金の活用 ◇ 社会福祉協議会の総合支援資金の受給 ◇ 教育委員会の就学援助制度の活用 ◇ 奨学金の活用 ◇ 就労支援(家族からのこどもの自立、親の就労支援等) ◇ 障害年金受給 ◇ 傷病手当金受給	市生活支援課 市教育委員会
12	ヤングケアラーがケアする対象者に日本語通訳が必要な場合	◇ 行政等の通訳サービス ◇ 外国語による情報発信 ◇ 通訳ソールの提供	
13	ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	◇ 行政等の手話通訳派遣サービス ◇ 聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供	市聴覚障害者福祉協会
14	生活環境を一新する必要がある場合	◇ 母子生活支援施設への入所 ◇ 里親委託 ◇ 成年後見人手続きの実施	市子育て支援課 市こども相談センター

(参考) ピア・サポートって何ですか？

【ピア・サポートとは？】

- ◇ ピア(peer)とは、同じような立場や境遇、経験等をともにする人たちを表す言葉です。また、ピアサポート(peer support)とは、こうした同じような共通項と対等性をもつ人同士(ピア)の支え合いを表す言葉です。
- ◇ ヤングケアラー・若者ケアラーのピアサポートグループも複数存在しており、オンラインなどで、場所を選ばずに参加できる団体もあります。
一般社団法人日本ケアラー連盟のHPでヤングケアラー・若者ケアラーの当事者グループが紹介されていますので、適宜ご参照ください。
(<https://youngcarerjp.jimdofree.com/ピアサポートグループ/>)



(7) こども向けガイド

- ヤングケアラー気づきツール（こども向け）及びヤングケアラーアセスメントツールを活用し、こどもから話を聞く際は、こどもが話しやすい環境を作ることが重要です。環境づくりの際に活用できるツールとして、以下のこども向けガイドを作成しましたので、適宜活用ください。

図表14：こども向けガイド（金沢市版）

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」

家族のお世話や家の用事などをしているあなたへ

あなたのことを教えてくださいませんか

- あなたが困っていることや悩んでいることがあれば、教えてください。
- おうちの中での役割や、やりたいと思っていることなどを聞かせてもらい、私たちにお手伝いできることがないか、一緒に考えたいと思っています。

ゆっくり休む時間がほしい あなたの想いを応援したい 勉強を頑張る時間がほしい
もっと友達と遊びたい 高校や大学に通いたい

家族の人にもっと笑顔でいてほしい 同じような経験をしている人と話したい

似た経験をした先輩の声

家族のことを話す事で、大ごとになったり、家族の具合が悪化したらどうしよう

母親を助けたくてやっているだけなのに、質問をされると自分がやっていることを否定されているように感じる

家族は自分が生きている場所であり大切な存在

安心して話せるように次のことを約束します

お約束

- あなたから教えてもらったことを誰かに勝手に話すことはありません[※]（答えないことは答えても大丈夫です）。
- あなたのことも、あなたの家族のことも大事な存在だと考えています。皆がともに笑顔でいられるように私たちも頑張ります。

※命の危険があると考えられる等、緊急の場合は除く

家族のお世話や家の用事って？

詳細は子ども家庭庁HP

例えばこんなこと！

買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

幼稚園・保育園のお世話をしている。

障がいや病気のある子どものお世話や見守りをしている。

認知症や心の病気などで目を離せない家族の見守りや声かけをしている（心配りしたり、気にかけている場合を含む）。

日本語以外の言葉はなす家族や障がいのある家族のために通訳（他の人と話をするときの手伝い）をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている（お風呂やトイレの手伝い、お薬の管理など）。

障がいや病気のある家族のお風呂やトイレの手伝い、お薬の管理などを行っている。

（イラストの出所：子ども家庭庁HP）

子どもの権利って？

（詳細はこちら（日本ユニセフ協会HP））

■ 子どもは、おとなと同じように、ひとりの人間として様々な権利があります。

例えばこんな権利！

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利があります。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利があります。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利があります。

（出所：公益財団法人日本ユニセフ協会HP）

家族のお世話や家の用事などで困っていませんか？

あなたの力になりたいです。

金沢市こども相談センター（金沢市児童相談所）
TEL 076-243-4158（平日9時～17時45分）
FAX 076-243-1123
E-MAIL kodomo-soudan@city.kanazawa.lg.jp

(8) 質問集

Q1. 各種ツールは誰が使うのでしょうか。

- ☆ ヤングケアラー気づきツール（こども向け）とヤングケアラーアセスメントツールは、こどもと接点のある大人が、こどもと一緒に活用することを想定したものです。また、ヤングケアラー気づきツール（大人向け）は家族（ケアの受け手）への支援の中で、こどもの様子を確認しうる大人がこどもの様子を確認する際に活用することを想定したものです。

Q2. 使うタイミング、対象が分かりません。

- ✧ ヤングケアラー気づきツール（こども向け）とヤングケアラー気づきツール（大人向け）はこどもに気になる様子があった際に、こどもの様子に早めに気づけるようにするためのツールです。こどもの様子に変わったところがないか等、普段から「ヤングケアラー（がいる）かもしれない」という意識を持つ必要があります。
- ✧ ヤングケアラー気づきツール（こども向け）については、学校における、「遅刻/早退/欠席数の増加」「提出物の提出忘れの増加」「成績不振」等などの状況がみられるこどもを対象として活用することも考えられます。

Q3. ヤングケアラー気づきツール（こども向け）を学校のクラス全員に配布してもよいですか。

- ✧ 学校のクラス全員に配布しても問題ありませんが、間違い探しや悪いところ探しのような状況に陥らないよう、プライバシーへの配慮も含め十分留意してください。
- ✧ ヤングケアラー気づきツール（こども向け）を配布して終わりではなく、こどもが困ったときに頼れる相談窓口等を紹介しておくことも重要です。

Q4. 小学生などの低年齢のこどもに対しては難しい内容も含まれているように思いますが対象年齢はありますか。

- ✧ 対象年齢はありませんので、すべてのお子さんに対して使うことが可能です。ただし、こどもの年齢に合わせて質問を分かりやすい表現に言い換えたり、一つ一つの質問に時間をかけたり、一度に話を聞く時間を短くして聞く回数を増やすなど、こどもの状況やペースに合わせて活用ください。
- ✧ なお、必ずしもすべての項目を聞く必要はないので、こどもの負担にならないよう留意してください。

Q5. 内容がプライベートなことまで触れられていて、使うイメージが持てません。

- ✧ 一度にすべての内容を聞く必要はありません。こどものことを心配している、あなたのことを教えてほしい、というメッセージを伝えながら、こどもとの関係性を深めていく中で状況を聞くようにしてください。

Q6. こどもに話を聞く際に、注意した方がよいことはありますか。

- ✧ こどもに話を聞く際に、「話を聞く目的」、「話をするとこの先どうなるのか」、「こどもから聞いた話を、こどもの同意なく第三者に話さないこと」を伝える必要があるなど、各種ツール使用時に必ず守ってほしいことを「Ⅱ活用編（２）①」にまとめていますので、各種ツール使用前には必ず目を通すようにしてください。

Q7. こどもに質問をしたところ、困っていることはない、という返事しか返ってきませんがどうしたらよいでしょうか。

- ✧ 本当に困っていない場合、困っているけれど素直に話せない場合、困っていることに気づけていない場合など様々な状況が考えられます。
- ✧ 家族を支えることを生きがいとしているこどもがいるなど、ヤングケアラーだからといって、すべてのこどもが周囲の手助けを求めているとは限りません。ただし、今困っていない場合であっても、こどもの成長や家族の状況の変化によって、いつこどもが辛い状況におかれるかはわかりません。
- ✧ また、第三者に家族のことを話すことで、家族に影響があるかもしれないと考え、素直に話せないこどももいます。
- ✧ そのため、困っていないという返事であればそれをまずは受け止め、その後、見守りや声掛けを通して、いつでも気にかけている、何かあれば相談してほしい、というメッセージを伝え続けるとともに、こどもが相談しやすいような関係性を日頃から構築しておくことが求められます。

Q8. 使った後はどうすればよいでしょうか。

- ✧ 「ヤングケアラー気づきツール（大人向け）」を活用した結果、ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために、「ヤングケアラー気づきツール（こども向け）」などを用いてこどもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。
- ✧ 「ヤングケアラー気づきツール（こども向け）」を活用した結果、より詳細な状況を聞かせてもらうことの同意が得られた場合は、「ヤングケアラーアセスメントツール」の活用に進んでください。
- ✧ 「ヤングケアラーアセスメントツール」を活用した結果、何らかのニーズが確認された場合、こどものニーズを満たせるよう、公的サービスの利用も含め検討する必要があります。

Q9. 他機関に相談したいのですが、こどもの同意が得られません。

- ✧ 緊急の場合や要保護児童対策地域協議会への登録ケース等の場合を除き、こどもの同意が得られるまでは、個人情報了他機関に共有することはできません。
- ✧ その場合、個人情報を伏せたうえで、専門機関に対応方法を相談することが考えられます。

- 母が発病した時、異変に気付いて声をかけてくれた先生がいた。だが、その先生に話したことがすべて児童相談所に伝わっていて、親が児童相談所から呼ばれた事があった。信頼していた先生に裏切られたと感じ、大人への不信感を持った。

Q10. ヤングケアラーのこどもに対する支援はどのようなものがあるのでしょうか。

- ◇ 「図表4：元ヤングケアラーの声」に以下の記載があります。支援につなげることを焦らず、こどもの気持ちに寄り添うことが重要です。また、虐待ケースで同意が不要な場合であったとしても、こどもの気持ちに配慮することが求められます。
- ◇ 「I事例編」にケース別のサービス提供例をまとめました。
- ◇ 公的サービスにつなげることを考えるのみならず、学校であれば、宿題の提出時期を調整する、授業の中で ヤングケアラーについて触れ、クラスのヤングケアラーに対する理解を深める、など自機関でどのようなことができるのかを考えていくことも必要です。

Ⅲ 基本編

(1) 目的・対象

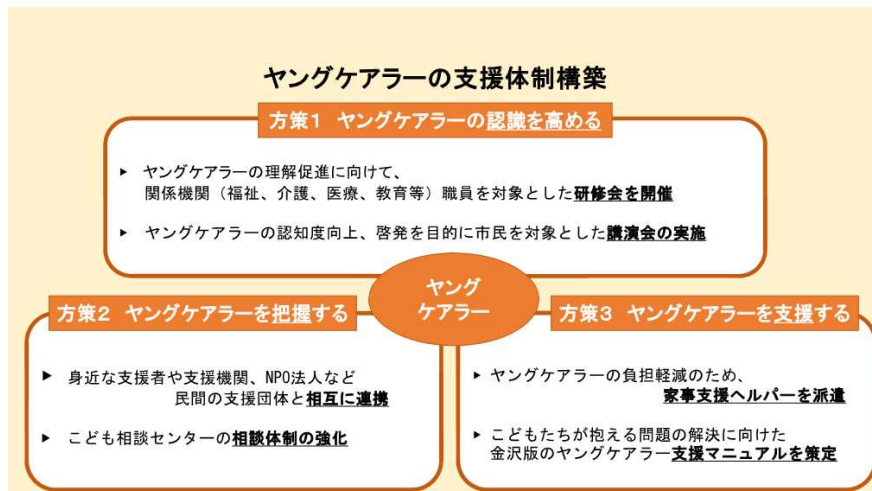
① マニュアル（策定）の目的

- 金沢市では、ヤングケアラーの認知度の向上や関係機関の連携のあり方、適切な支援策の実施を目的に、令和4年度から学識経験者、教育、地域福祉、介護・障害の各分野の委員とともに、金沢市ヤングケアラー支援に関する検討会を行ってきました。当マニュアルは、本市の実態に即し、こどもの身近な支援者が使いやすいよう検討会の委員とともに策定しました。
- 本市では、ヤングケアラーと思われるこどもの実態把握、早期発見、支援するための施策の構築に向け、市立小・中学校の教員、市立小・中学校のPTAまたは育友会の役員、民生委員児童委員や主任児童委員、福祉事業所を対象に調査を行いました。調査から、ヤングケアラーについての正しい理解、支援機関の連携と相談体制の強化、困難を抱えるこどもの支援策の3つの方策が見えてきました。その中で、「どこから介入したらよいか、分かりやすいマニュアル」等の具体的な提案がありました。ヤングケアラーとしてこどもたちが抱える問題の解決に向け、相談、支援に至る「金沢版ヤングケアラー支援マニュアル」の策定が必要となります。
- ヤングケアラーは、家族内のプライベートな問題であるため、周囲の大人から支援の対象として十分に認識されず、また、本人や家族に自覚がなく問題が表面化しにくい構造であり、ヤングケアラーの負担を軽減していくためには、障害、介護、高齢者など様々な福祉サービスの支えも必要となります。
- 各分野の関係機関が緊密に連携しながら家族全体を重層的に支援しなければなりません。
- ヤングケアラーへの理解を深め、その存在に気づくとともに、見守りや寄り添い、状況に応じて具体的な支援につなげられるよう作成しています。

② マニュアル活用の対象

- この支援マニュアルは、こどもに身近な支援者、関係機関（学校、福祉サービス事業者、民生委員児童委員や支援団体の方々など）を対象としています。

図表 15：調査から見た支援体制構築に向けた方策



（2）ヤングケアラーの理解

① ヤングケアラーとは（定義）

- ▶ ヤングケアラーについての法的な定義はありませんが、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子ども」であり、ケアの責任や負担の重さによっては、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるとされています。

図表 16：知っていますか？ヤングケアラー（本市作成）

知っていますか？ヤングケアラー

ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、障害や病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、「本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」のことです。



どんな悩みを抱えているの？

- 家族の介護に時間がかかり、勉強時間が確保できず困っている
- 課外活動が十分にできない
- 勉強に行けない
- 友達に遊びに行っているのに、家族の介護のため遊びに行けないためストレスを感じる
- 友達や先生に家族のことを話さない
- 誰にも相談できず苦悶を感じる
- 誰かに相談すると親を怒らせるかもしれない
- 誰かに話しても状況が変わると思わない

ヤングケアラーに気づかれた方へ（金沢市からのお便り）

自分自身がヤングケアラーであるということを子どもが認識するのは難しいとされています。また、半数以上のヤングケアラーが、自分の悩みを周囲の誰にも話していないという調査結果も出ています。地域活動や仕事等を通じて、「もししたらヤングケアラーかもしれない」と感じた時は、ぜひ、金沢市こども相談センターにご相談ください。

金沢市こども相談センター（金沢市児童相談所）
TEL 076-243-4158（平日9時～17時45分）
FAX 076-243-1123
E-MAIL kodomo-soudan@city.kanazawa.lg.jp

② ヤングケアラーを正しく理解するためのポイント

- こどもからすれば行政は遠い存在です。だからといって家族や学校の友人にも「知られたくない」「心配をかけたくない」といった思いがあり、相談ができないこどもは多くいます。
- ヤングケアラーに対して支援を行う際は、ヤングケアラーがおかれている状況が様々であることを念頭に置き、可能な限りの情報を収集したうえで、本人や家族の意思を踏まえた支援を行うことが望まれます。また、ヤングケアラーがケアをしている対象者の状態などにより、支援を行う際に連携を取る関係機関が異なる点にも留意が必要です。
- ヤングケアラー支援の特徴の一つとして、本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることは難しいという点があります。この特徴をふまえ、関係機関が協力し、本人とその家族の意思を尊重しながら本人にとっての選択肢を増やしていくことを、このマニュアルでは重視しています。話を聞いてもらう機会や、そもそも話を聞いてもらえるという発想自体をあまり持ち合わせていない可能性も考えながら、本人のことを気にかけて、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聞く等して本人を支えることが大事になります。

③ 本人や家族の意思確認

- ヤングケアラーと思われるこどもを発見した場合、本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要です。
- 本人や家族の意思を確認することは、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐことになります。これは本人や家族との信頼関係を構築していく上でも とても大切なことです。
- 例えば、ヤングケアラーと思われるこどもは何等かの支援を希望しているが、家族（保護者）としては家族の置かれている状況を人に言いたくないという場合があるなど、本人と家族の希望が異なることもあるかもしれません。その場合においても、家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーであるこどもを中心とした支援はどのようなものかを検討することが大切です。
- 以下に、本人や家族の意識を確認する際のポイントを挙げていますので、参考にしてください。

図表 17：本人や家族の意思を確認する際のポイント

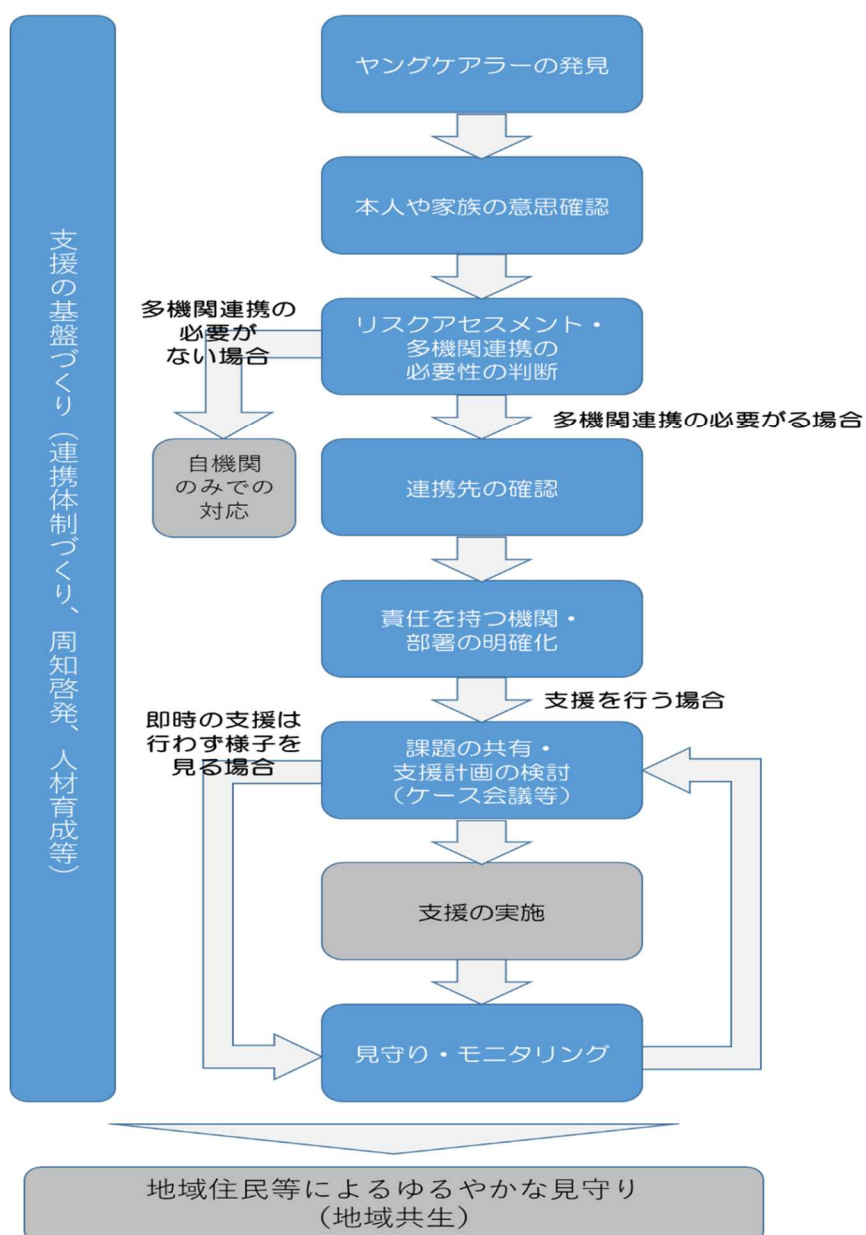
- 虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重する。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、ヤングケアラー本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられる。
 - ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割がある。また、家族がこどもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もある。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢は極めて重要である。
- なお、本人や家族の意思確認は、この段階に限って一度だけ行うというものではありません。支援を続けていく中で、必要に応じて繰り返し行い、本人や家族の状況や意思を確認することが大切です。

(3) 発見・支援のポイント 目的・対象

① ヤングケアラー支援の流れ

- ヤングケアラー支援の一般的な流れとして、下記のような経過をたどることが考えられます。ここからは、このフローに沿って支援のポイントを示していきます。

図表 18 : ヤングケアラー支援の一般的なフロー



- ヤングケアラーであるこどもは、成長の過程で、自らがおかれている状況が周囲のこどもと異なることや進路のことについて悩むことがあるかもしれません。あるいは、ケア対象者である家族の状況の変化などによって、自身の中で葛藤が生じることもあるでしょう。ヤングケアラーであるこどもや家族の状況・環境に変化が生じた際は、是非このフローをあらためて見ていただき、必要な情報を確認するようにしてください。

② ヤングケアラーに気づくためのポイント

- 先行研究では、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生で約17人に1人(5.7%)、全日制高校2年生で約24人に1人(4.1%) 13 という結果であり、ヤングケアラーは身近にある課題と考えられます。
- 身近な課題である一方で、ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。また、こども自身やその家族が「ヤングケアラー」であるということを認識していない、周囲が異変に気づいていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかが分からないといった理由により、必要な支援につなげていないケースもあります。いかにしてヤングケアラーの存在に気づき、必要な支援につなげていけるかが問われています。
- ヤングケアラーの存在に気づくためにまず必要なことは、様々な機関・部署の担当者が、「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたることです。ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例を以下で紹介しますので、皆様が日頃の業務の中でヤングケアラーの存在に気づくためのヒントとして、参考にしてみてください。

出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」

(令和3年3月)

図表 19 : ヤングケアラーではないか？と気づききっかけの例

通番	分野（場所）等	きっかけの例
1	教育・保育 学校、保育所等	・本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である ・<u>遅刻や早退が多い</u> ・<u>保健室で過ごしていることが多い</u> ・提出物が遅れがちになってきた ・持ち物がそろわなくなってきた ・しっかりしすぎている ・優等生でいつも頑張っている ・こども同士よりも大人と話が合う ・周囲の人に気を遣いすぎる ・服装が乱れている ・児童・生徒から相談がある ・家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている ・保護者が授業参観や保護者面談に来ない ・<u>幼いきょうだいの送迎をしていることがある</u>
2	高齢者福祉 高齢福祉事業所、 地域包括支援センター、 自宅等	・<u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> ・日常の家事をしている姿を見かけることがある
3	障害福祉 障害福祉サービス事業所、 基幹相談支援センター、 相談支援事業所、自宅等	・<u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> ・日常の家事をしている姿を見かけることがある
4	生活保護、生活困窮 福祉事務所、生活困窮者 自立支援機関、自宅等	・<u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> (生活保護担当職員による対応時等) ・家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
5	医療 病院、診療所、自宅等	・<u>家族の付き添いをしている姿を見かけることがある</u> (平日に学校を休んで付き添いをしている場合等) ・来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い ・家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある (往診時等)
6	地域	・<u>学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある</u> ・毎日のようにスーパーで買い物をしている ・毎日のように洗濯物を干している ・自治会の集まり等、通常大人が参加する場にこどもだけで参加している

		・民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する ・こども食堂での様子に気になる点がある
7	就労（勤務先等）	・生活のために（家庭の事情により）就職している ・生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている
8	その他	・家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある（保健師による家庭訪問時、物資支援時等） ・ごみ問題の発生 ・家賃不払いにより自宅を退去 ・こどもが親の通訳をしている ・教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある ・児童家庭支援センター等において、家族のケアを行うことにも関する相談がある

下線部分は三菱 UFG リサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告（令和2年）」のアセスメントシートからの引用。その他は本事業におけるアンケート調査結果及び本事業の有識者委員の助言をもとに作成。

- また、「この子はヤングケアラーなのではないか？」と気になったら、ヤングケアラーに関連するアセスメントシートを用いて確認してみることも有意義です。Ⅳ（資料編）にアセスメントシート（チェック項目）を掲載していますので、参考にしてください。

③ 関係機関が連携して行う支援

- 多機関が連携して支援を行う際の支援の在り方・姿勢について、国マニュアルにおいて「連携支援十か条」としてまとめられていますので、参考にしてください。

図表 20：連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

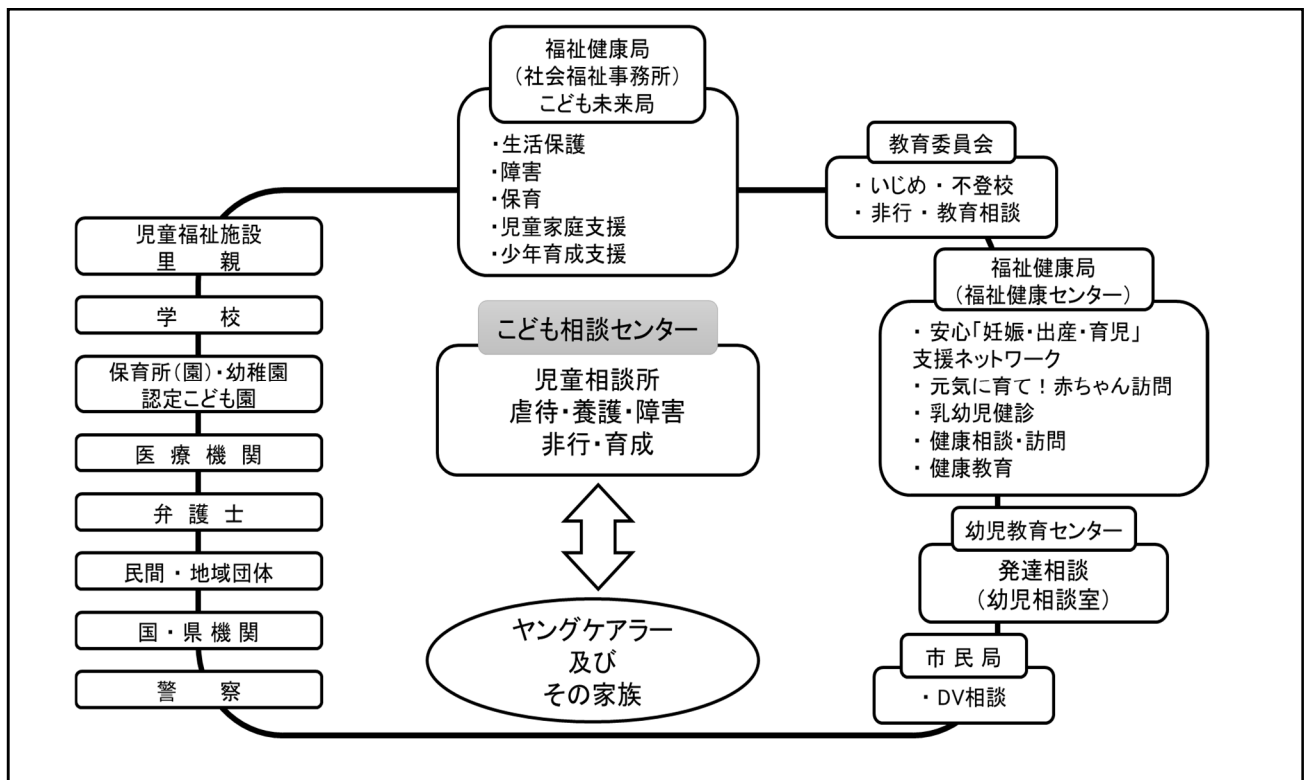
④ 関係機関とその役割

- ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯支援を行うためには、分野の垣根を超えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。
- 金沢市では、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会として「金沢こども見守りネットワーク」を設置し、地域ぐるみでこどもの見守り体制を構築しています。年に1回開催される代表者会議ではこどもの見守りに係る関係機関が集まり、こどもを支援する体制の整備について協議します。また、

ヤングケアラーに関する正しい知識、その発見や支援の方法について情報共有することで、ヤングケアラー支援体制の強化を図っています。

図表 21 : ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関について

金沢こども見守りネットワーク 体系図
(金沢市要保護児童対策地域協議会)



図表 22 : ヤングケアラー支援における主な関係機役割例

通番	分野（機関）等	役割例
1	教育 学校等	➤ 教職員は、ヤングケアラーと思われる児童・生徒に「きづく」、「つなぐ」、「見守る」において大きな役割を果たします。 ➤ こどもから相談することは多くなく、学校での様子から教職員が気づくこと、気づいたらつなぐことが大切です。
2	保健・医療 福祉健康センター、病院等	➤ 医療関係者はケア対象者（親やきょうだい等）が医療的ケアや支援を必要としている場合、保健師は支援を必要としている人の家庭状況把握から、ヤングケアラーと思われるこどもに「気づく」可能性が高くあります。 ➤ 「つなぐ」、「支援する」、「見守る」において大きな役割を果たします。
3	児童福祉（地域福祉） 民生委員児童委員、 放課後児童クラブ、 こども食堂、保育所・ 幼稚園・認定こども園、 障害児相談支援等	➤ 児童福祉関係者は、ヤングケアラーと思われるこどもに「気づく」、「つなぐ」、「支援する」、「見守る」において大きな役割を果たします。
4	高齢者福祉 福祉政策課、 地域包括支援センター、 居宅介護支援事業所等	➤ 高齢者福祉関係者は、訪問介護等で自宅訪問する際に、祖父母や要介護の親等をケアしているヤングケアラーと思われるこどもに「気づく」可能性が高くあります。 ➤ 「つなぐ」、「支援する」、「見守る」において大きな役割を果たします。
5	生活福祉 生活支援課、 社会福祉協議会等	➤ 生活福祉関係者は、生活困窮家庭におけるヤングケアラーに「気づく」、「つなぐ」、「支援する」、「見守る」において大きな役割を果たします。
6	障害福祉 障害福祉課、 基幹相談支援センター、 相談支援事業所等	➤ 障害福祉関係機関は、ケアをする対象者（親やきょうだい等）に障害がある場合に、ヤングケアラーと思われるこどもに「気づく」可能性が高くあります。 ➤ 「つなぐ」、「支援する」、「見守る」において大きな役割を果たします。

⑤ ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利

- ヤングケアラーと思われるこどもの状況を理解する際、こどもの権利条約に定められた権利が守られているかといった視点も重要です。ヤングケアラー支援の一般的な流れとして、下記のような経過をたどることが考えられます。ここからは、このフローに沿って支援のポイントを示していきます。
- こどもの権利条約では様々なこどもの権利が定められており、その中でもヤングケアラーと関係が深いものを下図でご紹介します。
- 必ずしもすべてのこどもが支援を求めるわけではないため、こどもの権利が守られていないのではないかと感じたとしても支援につなげることを急ぐのではなく、「ヤングケアラー気づきツール（こども向け）」、「ヤングケアラーアセスメントツール」なども用いて、こどもの気持ちを確認するようにしましょう（虐待等の緊急対応が必要な場合を除く）。

図表 23：こどもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利

 第 28 条 教育を受ける権利 こどもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべてのこどもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、こどもの尊厳が守られるという考えからははずれるものであってはなりません。	 第 31 条 休み、遊ぶ権利 こどもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。
 第3条 こどもにもっともよいことを こどもに関係のあることを行うときには、こどもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。	 第6条 生きる権利・育つ権利 すべてのこどもは、生きる権利・育つ権利をもっています。
 第 12 条 意見を表す権利 こどもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、こどもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。	 第 13 条 表現の自由 こどもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。
 第 16 条 プライバシー・名誉の保護 こどもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。	 第 24 条 健康・医療への権利こどもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。
 第 26 条 社会保障を受ける権利 こどもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。	 第 27 条 生活水準の確保 こどもは、心やかなだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけでこどものくらしが守れないときは、国も協力します。
 第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護 こどもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やかなだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利を持っています。	 第 36 条 あらゆる搾取からの保護国は、どんなかたちでも、こどもの幸せをうばって利益を得るようなことからこどもを守らなければなりません。

出所：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

出典

【Ⅱ活用編】

ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック（令和5年3月）を参考に作成

【Ⅲ基本編】

多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究報告書（令和4年3月）を参考に作成

【Ⅳ様式編】

ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック（令和5年3月）を参考に作成
支援機関別気付くポイント（チェックシート）、フェイスシート・支援検討シート・支援計画書
東京都ヤングケアラー支援マニュアル（令和5年3月）を参考に作成

【Ⅴ資料編】

独立行政法人福祉医療機構（WAMNET）から引用

注釈

本マニュアルでは、「こども、子ども、子供」の表現については、「こども」に「気づく、気付く」の表現については、「気づく」に統一しています。ただし、東京都ヤングケアラー支援マニュアルから出典した図表、様式等については、原文のとおり「子供、気付く」としました。

編集後記

ヤングケアラーの課題は、改めて、こどもの意見表明及び意見形成支援であることに気づかされる。ケアラーであるこどもは、自らの立ち位置を権利侵害だと認識していない場合が多い。また、どう話して良いかわからないため、顕在化しにくい。そのため大人は、年齢相応に、こどもの意見・意向を聴き取り、こどもが自分の意見を尊重されたと思える機会を積極的に作っていく必要がある。このファシリテーターの役割は、決して一部の専門職に任せておけばよいというものではなく、こどもにかかわるすべての人が担っていかねばならない義務と言って良いだろう。

検討会では、皆様から多くの知見をお聞きし、学ばせてもらうことができました。本事業に携わらせて頂けたこと、大変ありがたく、光栄に思っています。

近年のヤングケアラー支援の中で、ケアに関する相談支援が重視されている印象を受ける時がありますが、中には、自分の思いを語るよりも、子どもらしく過ごす時間が大切なヤングケアラーもいます。支援のあり方を画一化せず、個々に応じた、「支援」ではない関わり方が求められることにも、引き続き留意したいと考えています。

金沢市が行ったヤングケアラーに関する調査では、児童生徒の中に「該当する、または疑わしき子がいる」と小中学校の約1割の教員が答えている。

現在、学校では、いじめや不登校が大きな教育課題となっているが、その早期発見のためには、教職員の気付きや情報共有が重要となる。いじめや不登校だけでなく、ヤングケアラーである児童生徒を発見し、速やかに支援できる学校を目指していきたいと、学校教育に携わる一人として強く思っている。

生徒自身は「ヤングケアラー」であるとの認識はなく、自分がいなければ自分がやらなければと考えている。本当に責任感の強さを感じる。でもこれが原因で自分自身の将来の夢をあきらめるようなことがあってはいけないと思う。未来のある大切な生徒たちを社会に送り出すためにも「ヤングケアラー」に対する支援体制を多くの方に知ってほしい。

「もしかして!」と思っても周りの大人も支援の方法がわからない。「ヤングケアラー」という言葉が知られてきました今、周りから聞こえてくる声です。

ヤングケアラーかもと疑いのある生徒が、幼子の世話をする事で自己有用感を上げているような感じがしたり、また、本人が学校にいかない選択をする理由にしていたりする事例を聞いた。その学校は管理職がソーシャルワーカーと連携しながら、本人や家族の意思を尊重しつつも、ヘルパーさんの手配などで、支援をしていったのだが、個々の問題は大変複雑で難しく、福祉との連携は必須だと感じた。

ヤングケアラーについての認識を深められる良い機会となりました。家族を気遣い、言えない、言わないなど表面化しづらい事も多く、市が取り組むマニュアルは早期発見に有効で大変ありがたいと感じました。子どもが子どもらしく生活していけるよう、学校は児童生徒の機微の変化も見逃さない、そして相談しやすい、されやすい、そのようにあり続ける必要があります。ヤングケアラーについて正しく理解し、適切な対応に努めていきたいと思えます。

私は「ヤングケアラー」の定義からは外れる年齢でしたが、子供が生まれたタイミングで急に始まった両親二人の介護に追われ、仕事や子育てとの両立ができずに悩んだ事がありました。

今まさにそのような状況に悩む若者がいることを知り、少しでも役に立てればと支援検討会に参加しました。

家族をサポートする日常が当たり前になっている方も、いつもは大丈夫だけど今は少しだけ手を貸して欲しい、話を聞いて欲しい。そんなときに必要な手助けができるよう、このマニュアルが役に立つことを願っています。

民生委員児童委員は地域住民の見守り活動として、高齢者や子育て家庭の支援をしています。

ヤングケアラーは家庭の問題と見過ごされてしまい、自らが発信しないとなかなか表面に出てきません。

誰にも相談できないで悩んでいる子どもたちのための相談窓口があること、子どもらしい生活を送るために必要な支援が受けられることなど周知啓発が必要です。

あなたの必要な支援につなげるためのSOSを発信してください。

高齢者の相談業務を行っている、無自覚な元ヤングケアラーだったであろう御家族に時々お会いします。そこから、当事者達が自分はヤングケアラーで権利侵害を受けていること。助けを求めて良いと自覚ができる教育が必要だと考えます。それでも事情から声を上げられない子供には、身近な秘密が守られる相談窓口、学校や地域で気付き繋ぐ事ができる大人の育成等、専門職のマンパワーの充実が課題になると思います。

今回、この検討会に参加して、ヤングケアラーについて改めて考える機会となった。介護保険に携わる者としては地域包括ケアシステムを考えた場合、子どもたちが社会資源のとして考えられている側面もあったと思う。そう考えると「お手伝い」と「世話」の線引きの難しさを感じる。ヤングケアラーの定義をもう少ししっかりと考えて、どこからがヤングケアラーとなるのかの判断をしっかりとしなければ、日常のお手伝いまでもがヤングケアラーと定義づけられてしまっていけないと感じる。いずれにしても、子どもたちが子どもらしく生きることができる社会になる事を願う。

ことばでうまく伝えられない人の思いをどう汲み取り、その思いにどう向き合っていくか。日々の活動の軸となる視点ですが、検討会を通して、あらためてその重要性を認識いたしました。

障害のある人、高齢の方、こども、と対象が変わっても、傍にいる一人ひとりが想像力を働かせて丁寧にかかわっていくことが求められると感じました。

本マニュアルの策定に携わっていただきました皆さま（順不同・敬称略）

金沢星稜大学人間科学部こども学科 川並利治
北陸学院大学教育学部幼児教育学科 松本理沙
金沢市立工業高等学校 中田智晴
金沢市中学校長会 堀内伸一
金沢市小学校校長会 河本隆明
金沢市PTA協議会 相羽大輔
金沢市民生委員児童委員協議会 福島恵子
金沢市地域包括支援センター連絡会 山下克子
金沢市介護サービス事業者連絡会 梅野金一
金沢市障害者基幹相談支援センター 村田南美 他

